

Winny 事件高裁判決と上告に関する声明

NPO 法人ブロードバンド・アソシエーション P2P 関連問題研究会

江崎浩、石川宏、斉藤賢爾、伊勢幸一、持田侑宏、安田浩、山下達也、飯野嘉郎

2009 年 11 月 27 日

Winny の開発者が著作権法違反幫助の罪に問われていた事件（Winny 事件）について、2009 年 10 月 8 日、大阪高等裁判所は、一審の有罪判決を破棄し、逆転無罪を言い渡しました。この件に関し、NPO 法人ブロードバンド・アソシエーション P2P 関連問題研究会は、大阪高等裁判所による無罪判決を妥当なものとして支持します。

また、10 月 21 日、大阪高等検察庁は、この判決を不服として最高裁判所に上告しましたが、これは、わが国における新しい産業の発展の芽を摘むものであり、早急に無罪判決が確定されことを切望いたします。

インターネットを通して大容量データを効率的に転送できる Winny の技術自体が中立的であり、有用であることは、地裁、高裁ともに認められた事実であります。価値中立的な新技術の開発者に対して刑事責任が問われることは、わが国の産業が健全に育成されることに対する脅威です。実際に、我が国では、高度な技術の開発やその応用の推進の才能に恵まれた人材が多数、存在しているのにも関わらず、この分野の技術水準は、P2P やクラウドといった高度分散システムの開発と運用を推進している諸外国に比較して立ち遅れています。

また、開発者の社会的・道義的責任が問題視されていますが、逮捕では、技術の改善の機会が失われ、技術者が社会的・道義的責任を果たすことも不可能となります。

現在もなお、Winny を悪用したウィルス・ソフトウェアによる機密情報や個人情報の漏洩が依然として問題とされておりますが、開発者への訴追により対応の機会が奪われていることは非常に問題であります。

Winny 事件の早期無罪確定による、不幸な状況の早い終焉と、健全な情報化社会の発展と経済活動の活性化を望みます。

－ 以上 －

【本声明に関する連絡窓口】

斉藤 賢爾（慶應義塾大学 大学院 政策・メディア研究科）

E-mail: ks91@sfc.wide.ad.jp